

意見書

全日本私立幼稚園連合会

今般、貴検討会において議論されております（１）～（３）の資料につき、私立幼稚園の団体として、以下の通り意見を述べさせていただきます。

（１）資料２「学校法人の財務報告に関する基本的な考え方（修正案）」

私立幼稚園を設置する学校法人の多くは都道府県知事所轄法人であり、都道府県知事所轄法人の中でも極めて規模の小さな学校法人であるという実情がある。（規模の大小の判定の基準としては収入額（事業活動収支計算書における教育活動収入の金額）や補助金の額（事業活動収支計算書における経常費等補助金の金額）、資産総額（貸借対照表における総資産の金額）、生徒の通学範囲、在籍生徒数、雇用教職員数等があると思われる。）

① 想定するステークホルダーについて

大規模な学校法人において、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造が求められているということについては、異論はない。

しかしながら、私立幼稚園をめぐるステークホルダーについては、そもそも全国規模で展開されるような大規模な学校法人のステークホルダーとして想定される範囲とは明確に区別して考える必要がある。

たとえば園児数 40 名の私立幼稚園 1 園のみを設置する都道府県知事所轄の学校法人をとりまくステークホルダーが果たしてどの程度の数、範囲において存在するのか。確かに当該学校法人の役員、教職員、在園児とその親、債権者、債務者、所轄庁は純然たるステークホルダーであることに疑いの余地はない。しかしながら、卒園生、入園を検討している親、地域住民、産業界、納税者までがステークホルダーであるというようにいたずらにステークホルダーの範囲を広げることは行うべきではなく、ステークホルダーの範囲については慎重に検討する必要があると考える。

② ステークホルダーが必要とする情報について

上述のように、卒園生や地域住民が果たしてステークホルダーと言えるのかはそもそも疑問ではあるが、一般的に、自分の出身の幼稚園の財務状況や教育研究・社会連携活動等による成果を知りたいと考える卒園生がいるのか。一般的に、自分の近隣の幼稚園の財務状況や教育研究・社会連携活動等による成果を知りたいと考える近隣住民がいるのか。そして仮にこれらの「ニーズ」が存在するとしても、これらの人々に対する情報の開示は、単なる一個人の興味・好奇心を満たす材料になるだけではないのか。これらの「ニーズ」は「社会的ニーズ」とまで言えるのか、疑問である。

(2) 資料3「私立学校法に基づく計算書類・附属明細書の考え方について(案)」

今般の私立学校法の改正により、学校法人会計基準の法的な根拠が私立学校法に位置づけられることとなり、学校法人会計基準の主な目的がステークホルダーへの情報開示となる。

現状の学校法人会計基準において作成が求められている書類のうち、資金収支計算書及び当該計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書並びに貸借対照表については、確かに開示に適さない部分は想定されないため、そのまま計算書類として情報開示の対象とする(備え置き及び閲覧の対象とする)ことにつき異論はない。

一方で、現行の明細表のうちの「借入金明細表」、及び計算書類の注記のうちの関連当事者との取引や学校法人間の取引については、開示に適さない情報も含まれていると思われるため、様式の変更も含め慎重な検討が必要ではないか。

私立幼稚園の多くは、創始者の個人資産を寄附することにより学校法人を設立し、理事長・園長として継続して法人経営に関与していることが一般的である。経営者自身が地域住民と面識があり、旧知の仲であることが多い。学校法人と地域住民との距離は近く、地域の子育て支援の拠点となっていることも多く、地元に着している。通園範囲も大規模な学校法人と比較して限定的である。このような環境下における過度な情報開示・情報提供は従来との関係性にマイナスの影響を及ぼす可能性があるとも考えられる。

(3) 資料5「セグメント情報の開示に関する明細(又は注記)様式イメージ(案)」・「セグメント情報の作成方針(案)」

現状の(案)において、セグメント情報については「学校法人本部以外に開示すべきセグメントが一つしかない法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できるものとする。」とある。

私立幼稚園を設置する学校法人においては、複数の私立幼稚園のほか、私立幼稚園以外にも認可保育所や認定こども園、小規模保育所、企業主導型保育施設等を設置している学校法人も一定数存在する。このような学校法人も「学校法人本部以外に開示すべきセグメントが一つしかない法人」に該当するとの理解で良いか。

規模の小さな学校法人においては、財政的な事情から専門的経理事務職員を雇用・育成することが困難であり、学校法人の理事長自身が定時外の時間や休日に経理事務を行っているというケースも少なくない。このような実情に鑑みても、従来作成していない決算関係書類の作成という追加的なコストが必要となる「セグメント情報の開示」を省略できる学校法人の範囲はできる限り広くしていただくことを希望する。

以上